

教 生 学 第 4 8 1 号  
令和4年(2022年)7月27日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「学校における危機管理の手引(改訂第3版)」の追録について

このことについては、児童生徒の個人情報の保護の必要性が高まっていることから、道教委が作成した「学校における危機管理の手引(改訂第3版)」の追録として、別添のとおり「児童生徒の個人情報の保護」を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、危機管理マニュアルの改善、学校の安全管理や児童生徒の安全確保に関する研修等に本手引を御活用願います。

なお、本手引は、次の道教委Webページからダウンロードし、御活用願います。

記

○「学校における危機管理の手引(改訂第3版)」

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/kikikanrinotebiki/kikikanri3.pdf>



○「学校における危機管理の手引(改訂第3版)」(追録)

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/122202.html>



(学校安全係)

## 追録 児童生徒の個人情報の保護

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

### 1 対応のポイント

#### 状況の把握

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

#### 学校の対応

- ・当該児童への対応について、サポート体制を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事などの写真撮影、学校ホームページへの掲載などについて、個人が特定されないよう配慮する。
- ・児童Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

#### 児童への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談において何も話したがらないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

#### 保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。  
※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

#### 校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対処できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- ・当該児童の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・保育所に連絡する。

#### 日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該児童の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。

#### 教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### 外部からの問合せがあった場合

- ・「〇〇という子どもはいないか？」「そちらに〇〇という子どもがいると思うが・・・」「〇〇は自分の子どもだが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子どもはいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか？」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

### 2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

#### 的確な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童Bの状況を把握するとともに、児童Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

#### 不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得たうえで警察（生活安全課）と情報を共有する。

### 3 関係法令等

#### 【法令等】

- ・地方公務員法第34条1項
- ・北海道個人情報保護条例第2条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条